

はじめに

～ 京都府景観条例の制定背景 ～

私たちの京都は、変化に富んだ海岸線、四季折々に様々な表情を見せる山並み、清らかな水をたたえる河川など、豊かな自然に恵まれており、この美しい自然とのかかわりの中で、丹後から山城までの各地域において、人々の営みや歴史と伝統に培われた文化を映しながら、多くの個性豊かな景観が形成されてきました。

先人が守り、育ててきたこれらの良好な景観は、私たちに安らぎのある豊かな生活環境をもたらし、地域への誇りと愛着（アイデンティティー）を育むものであり、また、京都を訪れる人々を引きつける私たちの貴重な資産でもあります。

しかしながら、都市化の進展や人々の価値観の多様化が、府民の生活や生業に大きな影響を与え、多くの良好な景観がその姿を変え、失われつつあります。

私たちは、一人ひとりが身近にある良好な景観の価値を認識し、府民、事業者、市町村及び京都府の適切な役割分担と協働の下、良好な景観を保全し、育成し、かつ、創造することにより、府民共通の資産として将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような認識の下に、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進するため、京都府景観条例を制定しました。



～ 地域の景観の持つ意味 ～

「景観」とは

「景観」とは、地形や植生などの自然物と、建物や道路などの人工物から織りなされる総合的な空間のながめや風景のことです。

その空間には、長い歴史により育まれてきた地域文化や、人々の生活、生業、祭事などから醸し出される地域の息づかいや温もりが含まれ、私たちはこれらを五感で受け止め、安らぎ、楽しさ、荘厳さなどを感じ、魅力ある景観・良好な景観として認識します。

景観は「地域の生活や文化を写し出す鏡」であり、地域力のバロメータともいえます。

身の回りの身近で大切な「景観」を見つめ直し、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた景観の持つ価値を共有し、良好な景観の形成に向けた活動を進めていくことは、**地域の良さを再発見し、地域への愛着や誇りを育て、個性を活かしたまちづくりを進めていく手がかりになるのではない**でしょうか。



京都府景観条例のねらい

～ 景観法と京都府景観条例との関係 ～

景観法の制定（平成16年6月）により、都道府県又は市町村が景観行政団体として、一定の区域における良好な景観形成の方針や建築物等の誘導方針を示す景観計画を定めることにより、地域の特色や実情に応じた景観形成を推進していく仕組みが整備されました。

景観計画を策定するためには、景観の観点からの守るべき対象を明確にし、その価値の共有を図ることや、その前提として府民の景観への関心を高めることが大切です。

一方、景観計画の策定に至らずとも、府民や事業者の自主的取組や行政との連携した活動により、地域の良好な景観の保全や形成を図ることも大切です。

こうした考え方から、

景観法：法律を活用した実効性ある規制誘導

条例：法律を補完する府民・市町村への支援や啓発施策等

という役割分担により、**法律と条例を両輪とした景観行政を推進**していこうとするものです。

